

別記様式第2の14

別記様式第1別紙3（1）又は別紙4（2）①の施設等の番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の特例措置

(地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の2第4項第10号)関係

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の特例の適用を受けようとする者	住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
熱回収施設の設置の場所		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する産業廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
備考		

(注)1 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。

2 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン／時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール／時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。

3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。

(1)設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。

(2)設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、

補修等の計画も記載すること。

- 4 热回収の方法については、発電、発電以外の热利用、発電・热利用の併用の別を記入すること。
- 5 热回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した热回収率を記載すること。
- 6 各欄に記載すべき内容が、他の申請書類に記載した内容と同一であるときは、同欄に「別記様式第1号3(1)①iのとおり」等を記載することをもって足りる。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。ただし、当該書類の内容が、他の添付書類の内容と同一であるときは、その旨を備考欄に記載して、添付を省略することができる。

- (1) 热回収施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の3の3第1項に規定する热回収施設をいう。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書並びに当該熱回収施設の付近の見取図
- (2) 热回収率の算定の根拠を明らかにする書類
- (3) 当該熱回収施設における過去一年間の熱回収の内容に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号イからハまでに掲げる事項を記載した書類
- (4) 热回収施設について廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の許可を受けていることを証する書類(バイオマス由来の廃棄物が許可対象の廃棄物として含まれているもののみ添付書類として認められる。)